

個人情報取扱基準

(診療報酬明細書について)

「個人情報とは」

「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。)」

[1]目的

本項目は診療報酬明細書(電磁的記録も含む)得意先及び患者情報を保護しそれらの情報が漏洩することにより発生し得る各種の問題を未然に防ぐことを目的とする。

[2]対象者

診療報酬明細書を取り扱うすべての者

[3]遵守事項

- ① 得意先から預かった診療報酬明細書は慎重に扱い、管理しなければならない。
- ② 診療報酬明細書により知り得た患者情報を第三者に漏洩してはならない。
- ③ 診療報酬明細書は、席を離れる場合机の上に放置してはならない。長時間席を離れる場合は、鍵の掛る保管場所(原則として耐火金庫)に保管しなければならない。
- ④ 必要に応じ複写をした診療報酬明細書について必要がなくなった場合は、適切に廃棄しなければならない。

[4]事故発生時の対応事項

- ① 診療報酬明細書を取り扱うすべての者は、事故発生もしくは発生すると疑われる事象を発見した場合、各事業所リーダーを通し速やかにエム・アイ・シー個人情報管理責任者に報告しなければならない。

(現場リーダー⇒エム・アイ・シー担当者⇒個人情報管理責任者⇒個人情報管理最高責任者(代表取締役石黒社長))

② 個人情報保護管理者の対応

個人情報保護管理者は状況を把握し適切な対処方法を提示しなければならない。

- ・ 事故発生你真偽
- ・ 被害（事故）を発見した日時
- ・ 被害（事故）の拡大範囲
- ・ 被害（事故）の内容
- ・ 対応方法

[事故終了後の対応事項]

- ① 個人情報保護管理者は、事故等の問題が解消されたあと個人情報管理最高責任者に対し速やかに原因の報告と再発防止への対策を提示しなければならない。

- ② 再発防止

事故等の対応が完了した後、個人情報保護管理者は事故発生現場を検証した結果をもとに再発防止計画を作成し、個人情報を取り扱うすべての者に周知徹底をしなければならない。

（個人情報取扱規則より抜粋）

株式会社エム・アイ・シー